

(単体企業用)

(様式第 1 号)

年 月 日

(宛先) 松戸市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職制氏名

電子契約利用申出書

以下の契約について、松戸市電子契約実施要領の内容を理解したうえで電子契約サービスを利用した電子契約の締結を希望します。

なお、電子契約締結及び締結後の契約関係書類提出に利用するメールアドレスは次のとおりです。

案件番号	松契一般第 号
契約件名	

※案件番号が設定されていない案件については、番号欄は空欄で提出すること。

【確認者 1：契約責任者（必須）】

役 職		氏 名	
メールアドレス			

【確認者 2：事務担当者（任意）】

※必要に応じて設定すること（確認者 1 と同一のメールアドレスは不可）。

役 職		氏 名	
メールアドレス			

【留意事項】

※確認者は、原則として 2 名までとするが、確認者が 3 名以上必要な場合は、適宜表を追加すること。

※確認者 1（契約責任者）は、代表者又は社内規定等により契約締結権限を持つ者とする。

確認者 2（事務担当者）は、契約事務を担当する者とする。

※確認者 2（事務担当者）→確認者 1（契約責任者）の順に電子契約サービスから契約書の内容確認依頼のメールが届き、確認者 1（契約責任者）が契約内容を承認することで、契約書の内容に同意したものとする。

※メールアドレスが 1 つしか無い場合は、契約責任者の欄に記入し、事務担当者の欄は空欄

(単体企業用)

で提出すること。

※本書は電子入札システムにより提出すること（押印不要。Word、またはWordをPDF形式へエクスポート（変換）したファイルで提出するものとし、紙媒体をスキャンして作成したPDFファイルは不可とする）。ただし、松戸市が認めた場合に限り、電子メール、FAX、その他松戸市が指定した方式で提出することができる。なお、電子入札システムにより提出する場合には、入札参加資格審査申請書兼誓約書等とあわせて提出すること。

※本書の提出後、松戸市がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、紙契約への変更はできないので注意すること。

※建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとする。なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとする。

①電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

※本書により知り得たメールアドレス等の情報は、上記契約に係る電子契約サービス利用及び契約締結後の契約関係書類の送受信に利用する目的以外には使用しない。

(特定建設工事共同企業体用)

(様式第 1 号)

年 月 日

(宛先) 松戸市長

＜代表構成員＞
住所又は所在地
商号又は名称
代表者職制氏名

＜構成員 1＞
住所又は所在地
商号又は名称
代表者職制氏名

＜構成員 2＞
住所又は所在地
商号又は名称
代表者職制氏名

電子契約利用申出書

以下の契約について、松戸市電子契約実施要領の内容を理解したうえで電子契約サービスを利用した電子契約の締結を希望します。

なお、電子契約締結及び締結後の契約関係書類提出に利用するメールアドレスは次のとおりです。

案件番号	松契一般第 号
契約件名	

※案件番号が設定されていない案件については、番号欄は空欄で提出すること。

代表構成員

【確認者 1：契約責任者（必須）】

※他の確認者と同一のメールアドレスは不可。

役 職		氏 名	
メールアドレス			

【確認者 2：事務担当者（任意）】

※必要に応じて設定すること（他の確認者と同一のメールアドレスは設定不可）。

(特定建設工事共同企業体用)

役職		氏名	
メールアドレス			

構成員(1)

【確認者 3：契約責任者（必須）】

※他の確認者と同一のメールアドレスは設定不可。

役職		氏名	
メールアドレス			

【確認者 4：事務担当者（任意）】

※必要に応じて設定すること（他の確認者と同一のメールアドレスは設定不可）。

役職		氏名	
メールアドレス			

構成員(2)

【確認者 5：契約責任者（必須）】

※他の確認者と同一のメールアドレスは設定不可。

役職		氏名	
メールアドレス			

【確認者 6：事務担当者（任意）】

※必要に応じて設定すること（他の確認者と同一のメールアドレスは設定不可）。

役職		氏名	
メールアドレス			

※構成員ごとの確認者は原則として 2 名までとするが、確認者が 3 名以上必要な場合は、適宜表を追加すること。

※確認者 1（契約責任者）は、代表者又は社内規定等により契約締結権限を持つ者とする。
確認者 2（事務担当者）は、契約事務を担当する者とする。

確認者 3 以降についても、契約責任者及び事務担当者の定義は同様とする。

※代表構成員については、確認者 2→確認者 1 の順に電子契約サービスから契約書の内容確認依頼のメールが届き、確認者 1 が契約内容を承認することで、契約書の内容に同意したものとする。代表構成員の同意後、構成員の確認者 4→確認者 3、確認者 6→確認者 5 の順にメールが届くので、同様に契約内容に同意すること。

※メールアドレスが 1 つしか無い場合は、契約責任者の欄に記入し、事務担当者の欄は空欄で提出すること。

※本書は電子入札システムにより提出すること（押印不要。Word、またはWordをPDF形式へエ

(特定建設工事共同企業体用)

クスポート（変換）したファイルで提出するものとし、紙媒体をスキャンして作成したPDFファイルは不可とする）。ただし、松戸市が認めた場合に限り、電子メール、FAX、その他松戸市が指定した方式で提出することができる。なお、電子入札システムにより提出する場合には、入札参加資格審査申請書兼誓約書等とあわせて提出すること。

※本書の提出後、松戸市がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、紙契約への変更はできないので注意すること。

※建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとする。なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとする。

①電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

※本書により知り得たメールアドレス等の情報は、上記契約に係る電子契約サービス利用及び契約締結後の契約関係書類の送受信に利用する目的以外には使用しない。